

# 田辺市周辺衛生施設組合し尿処理施設条例

制 定 平成 25 年 3 月 12 日 条例第 1 号

(設置)

第 1 条 田辺市周辺衛生施設組合において、し尿及び浄化槽に係る汚泥（以下「し尿等」という。）を適正に処理し、田辺市及びみなべ町の環境保全並びに公衆衛生の向上を図るため、し尿処理施設を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 し尿処理施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 清浄館
- (2) 位置 田辺市新庄町1177番地の3

(利用者)

第 3 条 し尿処理施設において、し尿等を処理することができる者は、田辺市又はみなべ町の許可を受けた者とし、管理者が別に定める車両により搬入しなければならない。ただし、災害その他特別の理由があると管理者が認めるときは、この限りでない。

(処理範囲)

第 4 条 し尿処理施設の処理するし尿等は、田辺市周辺衛生施設組合同規約（昭和51年規約第1号）第3条の規定により共同処理する地域とする。ただし、災害その他特別の理由があると管理者が認めるときは、この限りでない。

(利用の停止)

第 5 条 管理者は、し尿処理施設の維持管理及び当該施設の保全に支障があると認めるときは、清浄館の利用を停止することができる。

(技術管理者の資格)

第 6 条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第21条第3項に規定する条例で定める技術管理者の資格は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第17条第1項に定める資格とする。

(損害賠償)

第 7 条 し尿処理施設の利用者は、故意又は過失によりし尿処理施設を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、管理者がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。